

市第139号議案

平成26年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,718,830 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,423,005,112 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

提 案 理 由

水害対策事業費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		230,930,293	389,416	231,319,709
	2 国庫補助金	43,699,647	389,416	44,089,063
17 県支出金		54,575,689	102,461	54,678,150
	2 県補助金	15,669,389	102,461	15,771,850
21 繰越金		297,241	1,734,953	2,032,194
	1 繰越金	297,241	1,734,953	2,032,194
23 市債		140,263,000	492,000	140,755,000
	1 市債	140,263,000	492,000	140,755,000
歳入合計		1,420,286,282	2,718,830	1,423,005,112

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		70,008,778 ^{千円}	116,600 ^{千円}	70,125,378 ^{千円}
	2 総務費	30,931,318	116,600	31,047,918
4 文化観光費		7,217,426	95,000	7,312,426
	1 文化観光費	7,217,426	95,000	7,312,426
7 健康福祉費		307,677,420	115,580	307,793,000
	6 公衆衛生費	19,207,150	33,580	19,240,730
	7 環境衛生費	2,584,572	82,000	2,666,572
8 環境創造費		33,790,770	233,000	34,023,770
	6 環境整備費	12,400,836	233,000	12,633,836
9 資源循環費		44,641,610	45,000	44,686,610
	2 適正処理費	19,812,657	45,000	19,857,657
10 建築費		22,218,246	306,450	22,524,696
	1 建築指導費	11,507,697	306,450	11,814,147
12 道路費		65,251,254	1,905,000	67,156,254
	1 道路維持管理費	21,829,049	900,000	22,729,049
	2 道路整備費	39,501,133	510,000	40,011,133
	3 河川費	3,921,072	495,000	4,416,072
14 消防費		39,115,255	33,000	39,148,255
	1 消防費	39,115,255	33,000	39,148,255
17 諸支出金		187,105,582	△ 130,800	186,974,782
	1 特別会計繰出金	187,105,582	△ 130,800	186,974,782
歳出合計		1,420,286,282	2,718,830	1,423,005,112

第2表 債務負担行為補正

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
みなとみらいコンベンション 施設整備及び施設維持管理等 の実施に係る予算外義務負担	平成27年度から 平成51年度まで	限 度 額 39,000,000 千円
太陽光発電設備等設置工事請 負契約の締結に係る予算外義 務負担	平 成 27 年 度	限 度 額 170,000 千円
高速横浜環状北西線北八朔地 区立坑等工事請負契約の締結 に係る予算外義務負担	平成27年度から 平成28年度まで	限 度 額 4,000,000 千円
高速横浜環状北西線北八朔地 区開削トンネル等工事請負契 約の締結に係る予算外義務負 担	平成27年度から 平成28年度まで	限 度 額 2,000,000 千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設 安全対策費	—	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は平成26会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。 外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。また、こ の場合におい て、市債証券 を紛失または 滅失したもの に交付するた め必要あると きは、限度額 欄に規定する もののほか、 市債証券を発 行することが できる。	5.0	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 9.0 以内 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	91,000	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。 起債の時期 は平成26会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。 外国通貨に より起債する 場合には、そ の限度額は、 前記金額の全 部または一部 を、起債日に おける外国為 替相場で換算 した金額によ ることができる。また、こ の場合におい て、市債証券 を紛失または 滅失したもの に交付するた め必要あると きは、限度額 欄に規定する もののほか、 市債証券を発 行することが できる。	5.0	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。 9.0 以内 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
葬務費	—		65,000					
公園緑地 整備費	3,213,000		3,290,000					
道路特別 整備費	3,677,000		3,785,000					
街路整備費	6,429,000		6,504,000					
河川整備費	826,000		902,000					
計	140,263,000				140,755,000			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 総務費	危機対処計画等修正検討事業	27,000
2 総務費	2 総務費	防災関連システム運用事業	20,000
2 総務費	2 総務費	河川水位システム等改修事業	45,000
4 文化観光費	1 文化観光費	横浜能楽堂管理区域内がけ対策事業	53,000
7 健康福祉費	7 環境衛生費	市営墓地がけ地等復旧事業	30,000
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	80,000
8 環境創造費	6 環境整備費	緑地整備事業	153,000
9 資源循環費	2 適正処理費	処分地施設補修事業	27,000
12 道路費	1 道路維持管理費	道路等維持事業	900,000
12 道路費	2 道路整備費	道路特別整備事業	297,000
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	170,000
12 道路費	3 河川費	河川管理事業	29,000
12 道路費	3 河川費	河川整備事業	225,000
設 定 額 合 計			2,056,000